相続回復請求権の消滅時効完成前の取得時効の成否

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 7 月 28 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ネ）第 973 号
【事　件　名】 遺言無効確認等請求控訴事件
【裁 判 結 果】 一部取消自判・残部控訴棄却（上告・上告受理申立て）
【参 照 法 令】 民法 162 条・166 条（平成 29 年法律第 44 号による改正前）、884 条
【掲　載　誌】 判タ 1518 号 113 頁、家判 48 号 94 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25599170

元立教大学教授 **前田陽一**

事実の概要

X（原告･被控訴人）は、A（平成 16 年 2 月死亡）の養子として唯一の法定相続人となった。Xは、Aの遺産について本件不動産の相続を原因とする所有権移転登記や本件預貯金等の相続に伴う名義変更等の手続をしたが、平成 30 年、Aの遺産を甥のY_1・Y_2（被告・控訴人）およびXに等しく分ける旨の自筆証書遺言書（本件遺言書。Y_1の自宅で保管）の存在が明らかとなり、同年 8 月その検認がされ、Z_1・Z_2が遺言執行者に選任された。

Xが、YらおよびZらを相手どって、（ⅰ）主位的に、Aの意思無能力による本件遺言の無効確認を求めるとともに、（ⅱ）予備的に、Xに対する①本件不動産についての持分移転登記請求権および②本件預貯金等の不当利得返還請求権がいずれも存在しないことの確認を求めて提訴。

原審の東京地判令 3・1・14（公刊物未登載、LEX/DB25587598）は、主位的請求を棄却したが、予備的請求を認容したため、Yら･Zらのみ控訴。控訴審は、予備的請求②に係るXの訴え（Zらを相手方とする部分は取り下げた）のうちY_2を被告とする不当利得返還請求権の不存在確認請求を認容した部分について原判決を取り消し、その余の控訴を棄却した。

判決の要旨

1　予備的請求①について

(1) 「Xは、平成 16 年 2 月○日以降、本件不動産を占有していた」が、「Aの唯一の法定相続人であって、同日の時点では本件遺言書の存在及びその内容を知ら」ず、「所有の意思をもって占有し」、Y_1・Y_2が本件遺言で「本件不動産の共有持分を取得したこと」について善意無過失であった。

「表見相続人であるXは、被相続人Aの相続財産全てを相続したものとして、その占有管理を継続し、又はその一部を処分しているので」、「Aの遺言により真正共同相続人となった」Y_1・Y_2が「相続回復請求をする要件が備わっているとすると」、Xは「民法 884 条の相続回復請求権の消滅時効を主張することも可能であるし、民法 162 条に規定する取得時効を主張し得る余地もある」。

(2) 「民法 884 条の相続回復請求の制度は、……表見相続人が真正共同相続人の相続権を侵害している場合についても……適用を特に否定すべき理由はな〔く〕（昭和 53 年大法廷判決）」、「共同相続人に、同法 990 条により相続人とみなされる包括遺贈を受けた者が含まれるときであっても変わるものではない」。

(3) 民法 884 条の消滅時効は、「表見相続人が外見上相続により相続財産を取得したような事実状態が生じた後に相当年月を経てからこの事実状

態を覆滅して……当事者又は第三者の権利義務関係に混乱を生じさせることのないように、相続権の帰属及びこれに伴う法律関係を早期にかつ終局的に確定させる」趣旨であり、「相続回復請求権の消滅時効も同法 162 条の取得時効も、いずれも事実状態に基づいて法律関係を早期にかつ終局的に確定させるために設けられた……点で違いはない」が、「両者は、一般法と特別法の関係にあるわけではな」く、「異なった適用場面が想定されるものとして、別々の制度として規定されている」。「個々の相続財産について、生じてきた事実状態に基づいて取得時効が援用される場合、相続回復請求権の消滅時効が成立するか否かにかかわらず、取得時効の成立を検討する必要性があ」り、「所有物返還請求権等の個別的請求権又はその集合……のような性格の相続回復請求権について、個々の相続財産についての取得時効の成立を排除し得るような特別の効力も趣旨も見いだすことはできない」。

(4) 「仮に、共同相続人間においても、同条の相続回復請求権を行使し得る間は、取得時効を援用することができないという……大審院……の解釈を採用すると、真正共同相続人の相続権を侵害している共同相続人につき、その相続権侵害の開始時点において、他に共同相続人がいること……に……善意かつ合理的事由……が認められる場合は、同条が適用されることから同法 162 条による取得時効を援用することができず、善意かつ合理的事由が認められない場合は、同法 884 条の適用が排除される結果として同法 162 条による取得時効を援用することができる」が、「およそ均衡を失する解釈である」。明治 44 年・昭和 7 年の「大審院判決」が「改正前の民法 966 条等に基づいて遺産相続ないし家督相続の回復を請求することができる間については、表見相続人が個々の相続財産について取得時効の規定によりその権利を取得することを否定」したのは、「家督相続制度を採用していた明治民法下においては妥当する解釈であった」が、「今日において維持するのは困難であり、先例としての意義を失った」。

(5) Ｘに対する本件移転登記請求権は、本件不動産につきＸの取得時効完成によって消滅した。

2　予備的請求②について

(1) 「遺言書の存在及び内容を知らない包括受遺者は、法定相続人が相続財産の一部ないし全部を取得……処分」しても、それに対する「不当利得返還請求権が発生したことを認識することができ」ず、「遺言書の存在及び内容を知り、自らが包括遺贈を受けたことを知って初めて、上記不当利得返還請求権を行使することが現実に期待できる」ので、遺言書の存在・内容を知るまでの間、上記不当利得返還請求権の消滅時効は進行しない。

Y_1は、Ａの相続開始時に既に本件遺言書の存在・内容を知っていたので、Ｘの本件預貯金等の名義変更等・取得による本件返還請求権の発生時から、権利行使を現実に期待することができ、「Y_1の本件返還請求権は、遅くともＸが本件預貯金等を取得した最終日である平成 16 年 6 月 2 日から 10 年が経過した時点で、時効により消滅した」。

Y_2が平成 31 年 1 月のＺら遺言執行者の通知で本件遺言書の存在・内容を初めて知るまでの間は、「Y_2の本件返還請求権の消滅時効は進行しない」し、その後の時効完成も認められない。

(2) 相続回復請求権の「実質は、相続財産を構成する個々の不動産、動産等の所有権、共有持分権等に基づく物権的請求権の集合であ」り、本件返還請求権は、Y_1・Y_2が「包括遺贈を受け、Ｘが本件預貯金等を単独で取得し……て発生した不当利得返還請求権であるから、相続回復請求権に基づくものということはできない」。「なお、相続回復請求の制度が債権の消滅時効の規定の適用を排除するものではないことは取得時効の規定の適用について……説示したところと同様である」。

判例の解説

一　本判決の意義

本判決は、相続回復請求権（884 条）の消滅時効完成前に取得時効（162 条）の成立を肯定した高裁レベルの初めての判決であり（上告審の最判令 6・3・19 裁判所ウェブサイトも同様の判断を初めて示してこれを維持）、実務的・理論的に重要性を有する。以下では上記論点に重点を置き、他の論

点は上記に関連する限度で言及する。

二　先例・学説との関係

1　前提となる論点

本件は、唯一の法定相続人Ｘが単独相続したとして全ての相続財産を占有管理等してきたところ、Ｘ・Y_1・Y_2にそれぞれ３分の１の割合で包括遺贈する遺言が明らかになったため、Y_1・Y_2の相続回復請求権に対しＸが相続不動産について取得時効を主張しうるかが主要な争点になった。

その前提として、①包括受遺者も「相続人と同一の権利義務を有する」（990 条）ので、真正相続人として表見相続人に対する相続回復請求権を有する、②共同相続人であっても、相続財産のうち自己の本来の相続持分をこえる部分について、真正共同相続人の相続権を善意かつ合理的事由をもって侵害している場合には、その限度で表見相続人として相続回復請求権が適用される（①②につき判決の要旨１(2) 参照）、③上記②の場合の共有持分権に基づく表見相続人に対する登記請求は相続回復請求である、という解釈がある。

①は、従来の裁判例・学説[1]の立場である。②は、判旨も引用する最大判昭 53・12・20（民集 32 巻 9 号 1674 頁）が、㋐相続回復請求権が消滅時効を定めた「当事者又は第三者の権利義務関係に混乱を生じさせることのないよう相続権の帰属及びこれに伴う法律関係を早期にかつ終局的に確定させる」趣旨は、共同相続人間の争いの場合も違いはない一方で、㋑悪意または合理的事由のない侵害者は「制度の埒外」であって、善意かつ合理的事由がある[2]場合が適用対象となるとした判断を踏まえたものである。③は、前掲最大判昭 53・12・20 がかかる請求の事案を相続回復請求権の問題とする一方、相続回復請求権について、同判決の調査官解説が、「物権的請求権に代表される……一般的、個々的な侵害財産回復請求権が特別な場合に相続回復請求権の〔消滅時効の〕規律に服すべきものとされた状態」[3]としたことや、通説が、個々の相続財産の回復請求権（返還請求権等）の総称・集合[4]と定義していることに沿っている。

2　相続回復請求権の消滅時効と取得時効

判旨が言及する明治民法下の大審院判決は、特別規定である相続回復請求の規定（明治民法 966 条〔家督相続〕。同 993 条で遺産相続にも準用）が取得時効の規定を排除するとして、相続回復請求権の消滅時効完成前の時効取得につき否定説をとった[5]が、学説には肯定説からの批判があった。

フランス法を模した旧民法やドイツ法と異なり、起草者が５年の短期消滅時効を規定することで「当事者間及ヒ第三者ニ対スル権利義務ノ関係」の「非常ノ攪乱」を避けようとした[6]ことを踏まえ、我妻説は、「第三者の関係をも考へ、相続財産の関係を一般の場合に比して特に速に確定せん」とする規定の趣旨からは、一般の時効で「更に速に確定し得る場合」には時効によることが「趣旨に合する」とした[7]。

戦後、戸主権の承継を伴う家督相続が廃止され、純粋な財産相続の制度に改正された後の相続回復請求権（５年と 20 年の期間制限は変わりない）に関する学説でも肯定説が支配的であり[8]、上記大審院判決は維持されるべきものか疑問とされてきた[9]。所有者不明土地問題を契機として、共同相続人による不動産の取得時効の要件の立法化が検討された際も、かかる見解に立って、相続回復請求権は時効取得を妨げない旨の規律が中間試案の段階では盛り込まれた[10]。

原審の前掲東京地判令３・１・14 や本判決が肯定説に立つのは、上記の流れに沿ったものである。

三　判旨の検討・評価

1　相続回復請求権の消滅時効と取得時効

(1)　本判決は、肯定説をとる理由の一つとして、原審や一部の学説[11]と同様、取得時効が、前掲最大判昭 53・12・20 の善意かつ合理的事由のある共同相続人には否定され、悪意または合理的事由のない共同相続人には適用されるという否定説から生じる不均衡を挙げる（判決の要旨１(4)）。

しかし、最判昭 54・4・17（判時 929 号 67 頁）は、単独相続したと信ずる合理的事由がない共同相続人について単独の自主占有による取得時効を否定しているので、あまり理由にならない[12]。上告審の前掲最判令６・３・19 は、この点を理由にしていない。

(2)　本判決は、相続回復請求権の消滅時効も

162 条の取得時効も、法律関係の早期確定を趣旨とするが、特別法・一般法の関係にはなく、異なる場面を想定した別の制度であり、前者が後者を排除する関係にないとする。

しかし、法律関係の早期確定という 884 条の趣旨からは同条の存在で取得時効が否定されるべきでないとする原審のほうが、我妻説に沿った端的な議論である。我妻説は、起草者に依拠した家督相続回復請求権の趣旨から取得時効を排除しなかったが、前掲最大判昭 53・12・20 の相続回復請求権の趣旨に関する判示も軌を一にする点で、我妻説の議論は現行法でも正当である。884 条・162 条を特別法・一般法の関係と捉えるか否かで、後者を排除する関係か否かが決まるわけでなく、特別法・一般法であっても規定の趣旨で排除関係か並存関係かが決まる点でも、原審の議論のほうが妥当である。上告審の理由も我妻説や原審に近い。

2　相続回復請求権と不当利得返還請求権

本件預貯金等の不当利得返還請求権について、原審は、相続回復請求権の問題としたが、本判決は、判決の要旨 2 (2) で、相続財産を構成する個々の不動産等の「物権的請求権の集合」としての相続回復請求権の問題ではないとした（本件の結論には影響ない）。掲載誌の解説は、「物権的請求権を行使して遺産の占有の回復を求めるものではなく、遺産から離脱して処分された預貯金等について不当利得としてその返還を求めるものであるから」相続回復請求権の問題ではないとした[13]。

しかし、前述（二 1）の調査官解説の相続回復請求権の定義や、共同相続人の一部が脱落して共有登記がされた土地の売却代金（遺産から逸出した代償財産）に係る不当利得返還請求権の事案を相続回復請求権の問題とした最高裁判決[14]に照らし、疑問である。本件の不当利得返還請求権は、「相続財産に関する個別の請求権（物権的請求権や不当利得返還請求権）のうち一定範囲のものを期間制限にかからせて権利関係を早期に安定させる制度」[15]としての相続回復請求権と性質決定すべきであろう。

●――注

1）東京地判昭 50・8・11 下民集 26 巻 5 ＝ 8 号 689 頁。伊藤昌司『相続法』（有斐閣、2002 年）267 頁、松原正明『判例先例相続法 I〔全訂第 2 版〕』（日本加除出版、2022 年）107 頁、潮見佳男『詳解相続法〔第 2 版〕』（弘文堂、2022 年）698 頁、松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール相続〔第 2 版〕』（日本評論社、2023 年）23 頁［幡野弘樹］。被相続人の包括承継人であることも理由とする。

2）本判決が、善意・合理的事由を、侵害開始時に他の共同相続人の存在について問題とするのは、最判平 11・7・19 民集 53 巻 6 号 1138 頁による。

3）岨野悌介『最高裁判所判例解説民事篇昭和 53 年度』（法曹会、1982 年）585 頁。

4）鈴木禄弥『相続法講義〔改訂版〕』（創文社、1996 年）58 頁。

5）大判明 44・7・10 民録 17 輯 468 頁（遺産相続）、大判昭 7・2・9 民集 11 巻 192 頁（家督相続）。

6）梅謙次郎『民法要義 (5)〔初版〕』（和仏法律学校、1900 年）10 頁以下。『民法修正案理由書』（博文館、1898 年）227 頁も参照。

7）我妻栄『判例民事法昭和 7 年度』（有斐閣、1934 年）64 頁。梅・前掲注 6）11 頁も同趣旨に帰する。

8）柚木馨『判例相続法論』（有斐閣、1953 年）100 頁、中川善之助編『注釈民法 (24)』（有斐閣、1967 年）107 頁［泉久雄］、高木多喜男『口述相続法』（成文堂、1988 年）253 頁以下、中川善之助＝泉久雄編『新版注釈民法 (26)』（有斐閣、1992 年）124 頁［泉］、鈴木・前掲注 4）67 頁、中川善之助＝泉久雄『相続法〔第 4 版〕』（有斐閣、2000 年。初版は 1964 年）66 頁、内田貴『民法Ⅳ〔補訂版〕』（東京大学出版会、2004 年）446 頁、二宮修平『家族法〔第 5 版〕』（新世社、2019 年）375 頁、窪田充見『家族法〔第 4 版〕』（有斐閣、2019 年）565 頁、常岡史子『家族法』（新世社、2020 年）272 頁、潮見・前掲注 1）710 頁、潮見佳男編『新注釈民法 (19)』（有斐閣、2023 年）70 頁［潮見］、前田陽一ほか『民法Ⅵ親族相続〔第 7 版〕』（有斐閣、2024 年）377 頁［前田］。反対、伊藤・前掲注 1）275 頁。

9）中川編・前掲注 8）107 頁［泉］など。

10）法制審議会民法・不動産登記法部会「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」（2020 年）142 頁・146 頁以下。立法化は見送られたが、潮見・前掲注 1）710 頁は、解釈上参考になる資料とする。

11）潮見・前掲注 1）710 頁（2003 年版も参照）、常岡・前掲注 8）272 頁。

12）前田ほか・前掲注 8）377 頁［前田］（2015 年版も参照）。三村量一『最高裁判所判例解説民事篇平成 8 年度下』（法曹会、1999 年）947 頁参照。

13）家判 48 号 95 頁（匿名解説）。

14）前掲注 2）判決。

15）前田ほか・前掲注 8）370 頁以下［前田］参照。